

第3期 上富田町地域福祉計画

“みんなが”いきいき、安心して“暮らしあう”まちづくり



令和8年3月

上 富 田 町

はじめに

上富田町は、まちづくりの指針である「第5次上富田町総合計画」において、「『明るく豊かで元気なひとづくり、まちづくり』～知恵と創造の力を合わせる協働のまちづくり～」を基本理念に掲げ、住民と行政が一体となって、人もまちも元気になる協働と活力のあるまちづくりをすすめています。

また、その実現に向けてまちづくりをすすめるうえでの1つめの目標を、一人ひとりが健康で文化的な生活が営める『しあわせなまちづくり』とし、「上富田町地域福祉計画」を通じて地域福祉のしくみづくりをすすめながら、高齢、障害、子ども・子育てなど、福祉の各分野での取り組みを推進しています。

わが国では全国的に少子高齢化が進行するなかで、いっそうのグローバル化やデジタル化の進展など、社会・経済がさまざまな面で変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行も影響して地域での人と人のつながりも変わり、生活の課題が多様化、複雑化しています。こうした状況に的確に対応するため、制度の枠を超えた「地域共生社会」の実現をめざして住民と行政が協働して取り組む地域福祉が、いっそう重要になっています。

本町では、このたび、地域福祉を推進するための新たな指針として、自殺対策計画と成年後見制度利用促進基本計画を包含した「第3期上富田町地域福祉計画」を策定いたしました。町はこの計画に基づき、町民、各種団体、事業者等のみなさまに主体的に参加していただき協働しながら、「公」の役割を発揮して各種事業の実施や地域福祉の基盤づくりに取り組んでいく所存ですので、いっそうのご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画策定にあたり多くの方々のご指導、ご協力を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。

令和8年3月

上富田町長 奥 田 誠

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法	3
5. 計画の推進方法	3
第2章 上富田町の地域福祉をとりまく状況と課題	4
1. 人口や支援のニーズ	4
2. 地域福祉活動やサービスの状況	5
3. アンケート調査によるニーズ	6
4. 地域福祉をとりまく社会や法律・制度などの動向	7
第3章 地域福祉の推進方向	8
1. 地域福祉の推進目標	8
2. すべての取り組みで重視する考え方	8
3. 役割分担と協働の考え方	9
4. エリアごとの取り組みと連携の考え方	9
第4章 取り組みの方向	10
《取り組みの目標 1》共生のまちづくり	11
《取り組みの目標 2》多様な“困りごと”への支援	14
《取り組みの目標 3》安心して暮らせる環境づくり	17
第5章 「生きることの包括的な支援」の推進【自殺対策計画】	18
第6章 後見的な支援の充実【成年後見制度利用促進基本計画】	19
資料編	
1. 上富田町地域福祉計画策定委員会 設置要綱	22
2. 上富田町地域福祉計画策定委員会 委員名簿	23
3. 人口や支援のニーズの推移	24
4. 地域福祉に関するアンケート調査の結果	25
5. 前計画に基づくや活動や事業の取り組みの状況と成果、課題	34

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

上富田町では、本町で地域福祉を推進するうえで基本となる計画として、社会福祉法に基づく「上富田町地域福祉計画」を平成21年4月に策定しました。また、計画に基づく取り組みや地域福祉をとりまく地域の状況、制度等の変化をふまえ、「生きることの包括的な支援」として取り組む自殺対策計画を包含した第2期計画を令和2年3月に策定し、福祉の各分野の個別計画等を通じて推進を図っています。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行により、地域福祉の基盤でもある地域でのつながりが大きな制約を受け、さまざまな活動や福祉サービス等の利用にも影響が生まれました。大規模な流行が収束した現在では、地域の活動等はほぼ回復してきましたが、従前からの課題がコロナ禍でさらに進行した孤独・孤立への支援なども含め、いっそうのつながりづくりをすすめていくことが求められます。

国では、すべての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあう「地域共生社会」の実現をめざし、重層的支援体制整備事業が創設されました。これは、生活のなかでの困りごとや生きづらさが多様化、複雑化していることに対応するため、制度や主体の枠を超えてすべての人への包括的な支援を行う体制づくりをめざすものです。本町では町の各課や関係機関等が連携して複合的な課題に対応できる相談支援体制づくりをすすめてきました。また、まちかどカフェや地域食堂をはじめとする、町民の方々が中心となった交流や支えあいの活動も広がってきており、町の強みを活かしていっそうの展開を図っていく必要があります。

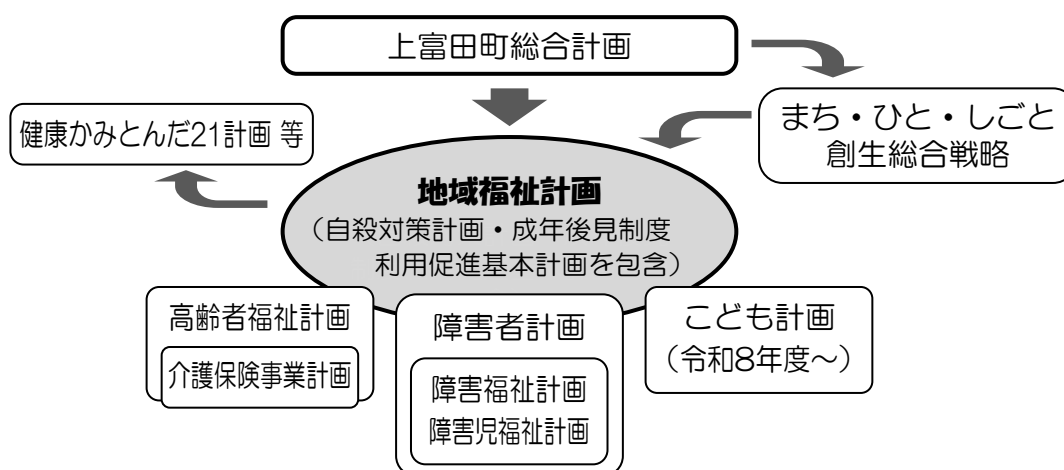
令和3年3月に策定した「第5次上富田町総合計画」は、地域福祉の推進を第1項目とし、「ふれあい、支え合いの地域づくり」、「連携と協働の仕組みづくり」、「安心して暮らし続けられる環境づくり」を施策の大綱として掲げています。この計画のもと、福祉の各分野の個別計画や自殺対策、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の取り組みとも連動しながら具体的な取り組みを推進するための指針として、地域福祉計画と自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画を包含した、第3期の地域福祉計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法（第107条）に基づく市町村地域福祉計画として、本町のまちづくりの方向を定めた「上富田町総合計画」、「上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合性を図るとともに、高齢、障害、子ども・子育て分野の個別計画の基盤となる計画として策定しました。

また、自殺対策基本法（第13条）に基づく市町村自殺対策計画、成年後見制度利用促進法（第14条）に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画を包含し、福祉の各分野や関連分野の計画と連動させて取り組みを推進します。

《計画の位置づけと他の計画との連携》



3. 計画の期間

この計画は、福祉分野の個別計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「こども計画（令和8年度～）」等との連動性を考慮しつつ、中期的な視点で地域福祉を推進するための方向性を示すよう、令和8年度～令和13年度までの6年間の計画として策定しました。

《計画の期間》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	→	
第3期地域福祉計画						(第4期)	→	
(高齢分野)								
(第9期)	高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画			高齢者福祉計画・第11期介護保険事業計画			→	
(障害分野)								
(第3次)	第4次障害者計画							
(第7期・第3期)	第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画			第9期障害福祉計画・第5期障害児福祉計画			→	
(子育て分野)								
こども計画（令和8年度～）					(第2期) こども計画			→

4. 計画の策定方法

この計画は、本町の地域福祉に関わる団体や機関等の代表者および庁内関係部局の担当で構成する「上富田町地域福祉計画策定委員会」での意見交換をふまえて策定しました。

また、町民のニーズや意見を広く把握するためアンケート調査を実施し、策定委員会での検討を通じて調査結果を計画に反映するとともに、計画案に対するパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

5. 計画の推進方法

この計画は、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「こども計画（令和8年度～）」や「健康かみとんだ21計画」等の健康福祉分野の計画、地域福祉活動に関する計画をはじめ関連する各種計画等を通じて、各分野の活動や事業に反映させながら推進します。

そのなかで、「取り組みの方向」で[★重点取り組み]と位置づけた項目は、計画をさまざまな人や組織の参加と協働で推進するため、先導的に取り組みます。

また、地域の多様な力をあわせて地域福祉を推進するよう、地域福祉推進機関である上富田町社会福祉協議会と連携し、町民、民生児童委員会や地域団体、当事者団体等の各種団体、事業者、関係機関等の参加と協働による取り組みをすすめていきます。

第2章 上富田町の地域福祉をとりまく状況と課題

1. 人口や支援のニーズ

【人口】

- ・本町の人口は近年はほぼ横ばいで推移しており、令和7年9月末現在で15,648人です。
- ・年齢別の人口を前計画がスタートした令和2年と令和7年（いずれも9月末現在）と比較すると、0～14歳の年少人口は104人、15～64歳の生産年齢人口は10人減少しています。65歳以上の高齢者人口は162人増加し、全人口のなかでの割合を示す高齢化率も27.9%になりましたが、和歌山県全体では令和7年1月1日現在で33.9%で、本町は県内の市町村のなかでは2番目に低い割合です。

【福祉サービスの利用者など】

- ・介護保険の要介護・要支援認定を受けている人は令和2年の909人から令和7年は935人に増え、要介護は11人の減少、要支援は37人の増加となっています（各年9月末現在）。
- ・障害者手帳を所持している人は、令和2年と令和7年の比較で身体障害者手帳は729人から657人に減少し、療育手帳（知的障害）は189人から223人、精神障害者保健福祉手帳は146人から208人と増加しています（身体、知的は4月1日、精神は3月31日現在）。
- ・保育所に通所している子どもは令和2年の348人から令和7年は377人と29人増加しています。また、令和6年に開園した認定こども園には令和7年で193人が通園しています。幼稚園に通園している子どもは令和2年の159人から令和7年は101人と58人減少しています（4月1日現在）。

【自殺者数】（自殺対策計画関係）

- ・上富田町の令和2年～6年の5年間の自殺者数は13人で、前計画策定時に基準とした平成26年～30年の5年間の24人より減少しています。13人の内訳は、性別では男性が9人、女性が4人と男性が多く、年齢別では20～30歳が1人、40～59歳が11人、60歳以上が1人と中年層が多くなっており、10人は有職者（就業していた人）です。

【成年後見制度の利用者数】（成年後見制度利用促進基本計画関係）

- ・成年後見制度を利用している人は令和6年度で99人で、類型別では後見が80人、保佐が17人、補助が2人です。なお、任意後見の利用者はいません。
- ・親族等による成年後見制度利用の申立が難しい場合に町長申立を行った件数は、令和2年度～令和7年度では高齢者1件、障害者1件です。

【取り組む課題】

- ・本町では町外からの転入者等により人口規模が保たれており、いっそう住みやすいまちづくりとして、多様な町民が参加した地域福祉を推進していくことが望まれます。
- ・高齢者、障害者、子どもや子育て世代などの多様なニーズをふまえ、制度の枠を超えて支えあうしくみづくりや取り組みを、地域の多様な力ですすめる必要があります。
- ・そうした取り組みを通じて、「生きることの支援」としての自殺対策や、成年後見制度なども活用した権利擁護支援の取り組みをすすめていくことが求められます。

2. 地域福祉活動やサービスの状況

【社会福祉協議会】

- ・地域福祉推進機関として団体や町民などの参加のもとで連携を図りながら、生活支援コーディネーター等が地域福祉活動を推進・支援するとともに、在宅福祉サービスの提供、日常生活自立支援事業や法人後見の実施など、多様な事業を行っています。

【民生児童委員・主任児童委員】

- ・地域での暮らしの相談に親身に対応したり、さまざまな福祉活動の支え手として活動しています。

【地域団体や当事者団体による福祉活動】

- ・町内会は、地域の清掃・防犯・防災その他の住民相互の共助活動により、地域福祉の向上を図っています。婦人会も、地域のボランティア活動や地域間交流を行っています。
- ・老人クラブは、高齢者の福祉を目的として、健康・友愛・奉仕の三大運動に取り組んでいます。身体障害者会は、障害者の相互扶助精神に基づき、地域社会と関わり自立更生をすすめる活動や事業に取り組んでいます。

【ボランティア活動（有償・就労的活動なども含む）】

- ・社会福祉協議会のボランティアセンターでさまざまな活動が行われているほか、地域での「まちかどカフェ」、「地域食堂」や、児童・生徒などによる活動も広がっています。
- ・「地域お助けボランティア」や「ファミリー・サポート・センター」などの有償で支えあう活動、「シルバー人材センター」を通じた高齢者の就労的な活動も行われています。

【事業者・企業等による地域福祉活動】

- ・町内の企業による地域の活動への寄付や、社会福祉法人による公益的な取り組みなどが行われています。また、まちづくり応援企業制度を創設してCSR（企業の社会的責任）活動を促進しています。

【福祉や健康に関する相談機関】

- ・町の福祉課、地域包括支援センター、こどもみらい家庭センター、保健センター等が中核的な相談機関として、連携して包括的、重層的な相談支援を行っています。また、専門的な相談は県や周辺市町等とも連携し、社会福祉法人等の協力も得て対応しています。
- ・権利擁護支援の中核機関として、成年後見サポートセンターを設置しています。

【福祉に関するサービス等】

- ・法律等に基づく公的な福祉サービスは、町が直接実施するとともに、社会福祉協議会やその他の社会福祉法人等に委託して実施しています。

【取り組む課題】

- ・地域福祉活動をいっそう推進するため、活動している人々のニーズに応じて支援を行うとともに、新たな活動者やリーダーづくりをすすめることが求められます。
- ・多様な“困りごと”に対応するため、相談機関とサービスを提供する事業所等の連携をいっそう強化し、効果的に支援できる体制を確保していく必要があります。

3. アンケート調査によるニーズ

【調査の方法】

- ・地域福祉に関する町民のニーズや意見を把握するため、令和7年7月1日で18歳以上の町民のなかから無作為に抽出した1,000人を対象としてアンケート調査を実施しました。
 - ・調査は郵送で配付・回収を行い、356人から回答を得ました（有効回収率は35.7%）。
- （※）調査の結果は資料編に記載しています。

【調査の結果から】

（日常生活での困りごとや不安について）

- ・日常生活のなかで現在困っていることとして「複数の課題が家庭内にある」を最も多くの方があげています。個別の課題では心身の健康状態、子育てや介護、生活のなかでの力仕事の負担、経済的な状況などをあげた人が多く、これらの課題が複合化することが負担の大きさにつながっていることが示されています。また、「生きがいが無い」、「死にたいほど悩むことがある」と答えた人もいます。将来の不安としては災害時の避難や被害を多くの方があげ、緊急時の援助とともに多くの人に関わる課題となっています。

（困りごとについての情報の取得や相談について）

- ・困りごとに関する情報は得られているものの、活用はできていない人が多いことが示されています。困りごとについて公的な機関や専門機関などに相談している人もいますが、相談しにくい人や、どこに、どのように相談すればよいか分からない人もいます。

（地域とのつながりや活動への参加について）

- ・近所の人とは、あいさつ程度も含めると9割近い人が一定のつきあいがありますが、相談や助けあいをする人がいる人は3割弱にとどまっています。地域の活動について、美化や清掃の活動、おまつりやイベントにはそれぞれ3割弱の人が参加しています。

（福祉活動などへの参加について）

- ・地域福祉に関わる活動について、地域住民の交流やつながりづくりには約1割、高齢者や子どもの見守り、困りごとの支えあい、地域以外でのボランティアにそれぞれ5%程度の方が現在参加しています。また、これらの活動に今後参加したいと答えた人はいずれも2～3割にのぼっており、活動に参加しやすくするために、気軽に楽しく参加できる活動づくり、情報発信や参加のきっかけづくりなどを多くの方が希望しています。
- ・福祉の仕事に就いている人は7%ですが、約2割の人が今後就きたいと答えています。

【取り組む課題】

- ・日常生活の多様な“困りごと”を解消するとともに、課題が複合化しているなかで制度などの枠を超えて重層的に支援するしくみを強化することが重要になっています。
- ・“困りごと”に効果的に対応するため、早期に気づき、相談や支援につながるよう、必要な情報が得られ、気軽に相談できる体制を充実していく必要があります。
- ・地域福祉をすすめる基盤として地域のつながりを強化するうえで、住民のニーズに応じた地域活動が行われるよう、促進、支援していく必要があります。また、福祉活動や福祉の仕事にも、参加しやすい環境づくりや参加のための支援が求められます。

4. 地域福祉をとりまく社会や法律・制度などの動向

【新型コロナウイルス感染症がもたらした影響】

- ・前計画がスタートした令和2年から約3年にわたって世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症は、多くの感染者の発生とともに、経済活動の停滞や地域での活動や交流の減少など、町民の生活にも大きな影響をもたらしました。収束後は経済活動や地域活動は回復してきていますが、コロナ禍のなかでの生活様式の変化や急速に進展したデジタル化などの新たな状況にも対応していくことが求められています。

【地域福祉に関わる法律等の改正】

- ・令和2年に改正された社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。これは、①介護、障害、子ども・子育て、生活困窮などの相談支援の包括的な実施、②各分野にわたる住民が参加する地域づくりの推進、③分野を超えた相談支援機関が協働して支援する取り組みを一体的にすすめ、複雑化、複合化する暮らしの課題に対応することをめざすものです。
- ・また、2040年に向けて地域共生社会を深化させるため、身寄りのない高齢者等への対応や成年後見制度の見直し、社会福祉における災害への対応などが提言され、関連する法律の改正等が議論されています。
- ・地域福祉に関わる法律として、令和5年にこども基本法が施行され、子どもの成長や就労、結婚、妊娠、出産、育児等の子育ての各段階に関する施策を総合的に推進することが定められました。また、令和6年には孤独・孤立対策推進法が施行され、コロナ禍の影響なども含めた社会の変化に対応した対策をすすめることとされています。

【自殺対策基本法の改正】

- ・自殺の防止と支援の推進を目的とする自殺対策基本法は、平成28年の改正で自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置づけ、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策の有機的な連携のもとで、総合的に推進することと決めました。また、令和6年の改正ではデジタル社会の進展や子どもの自殺者の増加などの動向をふまえた取り組みなどを推進するよう、関係機関等が連携して取り組むことが求められています。

【成年後見制度の見直し】

- ・認知症や障害などで判断能力に不安がある人を支援する成年後見制度の利用を促進するため、令和4年に策定された国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、制度を柔軟に運用するための改善や関係機関等が地域で連携して取り組むためのネットワークの推進などが定められました。また、より利用しやすいしくみにするため、制度について規定する民法の改正が令和8年の成立をめざして検討されています。

【取り組む課題】

- ・社会や地域の状況の変化に的確に対応した地域福祉の取り組みを推進するため、本町の状況やこれまでの取り組みの経過を活かしつつ、新設・改正された各種法律や制度の考え方をふまえて、いっそう効果的に取り組みをすすめていく必要があります。

第3章 地域福祉の推進方向

1. 地域福祉の推進目標

“みんなが”いきいき、安心して“暮らしあう”まちづくり

地域福祉は、だれもが安心して心豊かに暮らせるように、地域で生活するうえでの多様な“困りごと”を、地域の多様な力をあわせて解決することをめざす取り組みです。

少子高齢化は本町でもすすんでいます。町外から転入した人も含め多彩な人々が協力し、いきいき暮らせるまちをつくる取り組みが続いています。そのなかで、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、人と人のつながり方をはじめ、社会や地域のしくみに変化が起きています。暮らしや健康を守るとともに、災害や犯罪などのさまざまな面で、いっそう安心して生活できる環境をつくっていくことが求められています。

生活様式が広がるなかで、さらに多様化、複雑化する暮らしの“困りごと”を解決するには、多彩な人や組織が“できること・したいこと”で参加し、それぞれの“強み”を活かして協働して支えあう「地域福祉」をいっそうすすめていく必要があります。だれもが“暮らしあう”共生のまちづくりをめざし、地域で暮らす町民、団体、事業者・企業、関係機関と町の「参加と協働」による地域福祉を推進します。

2. すべての取り組みで重視する考え方

地域福祉をすすめるさまざまな活動や事業をより効果的に展開していくため、地域や暮らしの状況をふまえたつぎの考え方を重視して取り組むよう、呼びかけていきます。

① さまざまな人や組織の「参加と協働」ですすめる

- ・生活のさまざまな場面に関わる地域福祉は、多様な分野の「公」と「民」の多彩な力をあわせて取り組むものです。福祉とは関わりが少なかった分野も含め、幅広い人や組織に「参加」を呼びかけ、各々の“強み”を活かした「協働」ですすめましょう！

② 各々の生活や仕事などのスタイルに応じて参加する

- ・多くの人に参加するために、多様化している生活スタイルのなかで無理なく、楽しくできる活動の展開が求められています。また、仕事を通じて関わる人の“困りごと”に気づくなど、“できること・したいこと”で参加する意識を広げましょう！

③ 地域の課題を共有し、解決をめざす

- ・一人ひとりの“困りごと”を地域の多彩な力で支えるとともに、プライバシーに配慮しながら地域の課題として共有し、多くの人々の“困りごと”を予防したり、効果的に解決するしくみをつくる取り組みをすすめていきましょう！

3. 役割分担と協働の考え方

地域福祉は、多様な人や組織が主体的な“思い”に基づいて取り組みますが、各々の“強み”を活かしていくために、つぎの考え方もふまえて役割を分担しながら、“できること・したいこと”で参加し、協働して推進していきます。

① 町民・団体	<ul style="list-style-type: none">・町民一人ひとりが、自分、家族、地域の人々などのよりよい暮らしに向けて地域や社会とつながり、日々の生活、健康や生きがいづくり、身近に支えあう地域づくりなどに取り組みます。・町内会をはじめとする身近な地域の組織や志を共有する人々の団体などが、参加や協働を広く呼びかけ、つながりの輪を広げながら、暮らしや地域福祉の充実に向けて活動を推進します。
② 事業者・企業	<ul style="list-style-type: none">・実施する事業やサービスなどを通じて町民の生活や地域福祉の充実を図るよう、地域のニーズに応じた取り組みを推進します。・地域の一員として地域福祉をすすめるしくみづくりなどにも貢献するよう、組織がもつ人材、拠点、資金などの資源を活かし、地域の活動への支援や独自の展開を推進します。
③ 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉推進機関としての専門性を発揮し、町民・団体、事業者・企業などが取り組む地域福祉の活動や事業を支援するとともに、ニーズに応じた事業やサービスの開発・提供を推進します。
④ 町	<ul style="list-style-type: none">・「公」の立場で、地域福祉に関するさまざまな事業を実施するとともに、「公」と「民」の協働による地域福祉の基盤づくりや、「民」の地域福祉活動への支援を、連携して推進します。

4. エリアごとの取り組みと連携の考え方

地域での暮らしや“困りごと”をふまえて効果的に活動や事業を展開するよう、エリアの特性に応じた取り組みや、エリアを越えた重層的な連携を推進します。

① 町内会(自治会)	<ul style="list-style-type: none">・身近なつながりや交流を広げながら、日常的な気づきや支えあい、災害などの緊急時に備えた取り組みなどをすすめます。
② 地区	<ul style="list-style-type: none">・多様な人が参加できる居場所づくりや支えあいなど、地域福祉の多様な活動を、地区内の町内会等とも連携して推進します。・専門機関や事業者等は地区での活動を支援しながら地域にねざした相談やサービスを展開し、町全域の取り組みにつなぎます。
③ 町全域	<ul style="list-style-type: none">・地域の状況をふまえながら、町民の多様なニーズに対応できる地域福祉のしくみづくり、事業やサービスの提供を推進します。
④ 広域	<ul style="list-style-type: none">・より専門的な取り組みを効果的、効率的に推進するよう、周辺市町や県、国と連携して取り組みます。

第4章 取り組みの方向

「地域福祉の推進目標」の実現に向けて、さまざまな人や組織が参加、協働して、包括的、体系的に活動や事業をすすめられるように、取り組みの目標、柱と方向性をみんなでも共有し、推進していきます。

そのために、高齢、障害、子ども・子育て、健康づくりなどの健康福祉の各分野や、地域福祉に関わる諸計画を通じて取り組みの具体化を図り、町民、各種団体、事業者等にも呼びかけて、計画に基づく活動や事業を推進、支援、協働していきます。

《取り組みの目標》

【取り組みの柱】

1 共生のまちづくり

- (1) 地域福祉の基盤となる地域のつながりを広げる
 - ① 交流の機会や居場所の充実 [★]
 - ② 必要なときにたすけあえるしくみづくり
 - ③ 地域組織の活動への支援
- (2) 地域福祉への理解と活動への参加を促進する
 - ① 共生のまちづくりの情報の発信
 - ② 福祉を知る・学ぶ機会の充実
 - ③ 地域や福祉の活動への参加の促進 [★]
- (3) 地域福祉をすすめる活動を広げる・支援する
 - ① 多様なニーズに応じた活動の推進
 - ② 活動への支援の充実
 - ③ 活動のリーダーづくり
- (4) 共生のまちづくりの体制とつながりを広げる
 - ① 協働のプラットフォームづくり
 - ② 地域福祉をすすめる体制の充実

2 多様な“困りごと” への支援

- (5) 身近で包括的な相談体制を充実する
 - ① 総合的、重層的な相談体制の充実 [★]
 - ② 相談しやすいしくみの充実
- (6) “困りごと”への気づきとつなぎを支援する
 - ① 必要な情報が得られる取り組みの充実
 - ② “困りごと”への気づきとつなぎの促進
- (7) 暮らしを支えるサービスや活動を充実する
 - ① 健康で生きがいのある暮らしづくりの促進
 - ② 福祉サービスの確保と利用の促進
 - ③ 多様なニーズへの対応 [★]
 - ④ 「生きることの包括的な支援」の推進
 - ⑤ 担い手の確保とスキルアップ
- (8) 権利擁護の支援・虐待やDVの防止を推進する
 - ① 権利擁護への理解と実践の推進
 - ② 後見的な支援の充実

3 安心して暮らせる 環境づくり

- (9) 安心・安全に暮らせるまちをつくる
 - ① 災害への備えや支援の充実 [★]
 - ② 防犯や交通安全の推進
- (10) バリアのない・移動しやすいまちをつくる
 - ① バリアのないまちづくり
 - ② 移動への支援の充実

[★] は計画をすすめるうえでの「重点取り組み」として、先導的に推進します。

《取り組みの目標 1》 共生のまちづくり

“みんなが”いきいき、安心して“暮らしあう”まちづくりをめざす地域福祉を推進するうえ基盤となるのは、地域の人や組織がつながり、ともに支えあう力です。社会の変化によって地域のつながりや活動は変化しており、これまでの取り組みを土台として活かしながら、暮らしのニーズに対応する新たなスタイルをめざしていくことも求められています。

そのために、さまざまな立場の人々がお互いに理解しあい、ともに“暮らしあう”という意識をもって、支えあいや住みよいまちづくりの活動に“できること・したいこと”での参加を広げます。また、各々の“強み”を活かして協働する取り組みや、それを効果的にすすめるための地域の多彩な資源を活かしたしくみづくりを推進します。

【取り組みの柱 (1)】 地域福祉の基盤となる地域のつながりを広げる

① 交流の機会や居場所の充実 [★ 重点取り組み]

- ・だれでも気軽に参加できる居場所づくりとして、まちかどカフェや地域食堂などをはじめとした活動がいつそう広がるよう、実施する団体への支援や新たな取り組みの呼びかけを充実します。
- ・町内会などの地域組織による身近な地域での交流活動をいつそう促進するよう、加入の呼びかけや活動への支援を推進します。
- ・孤立する人がいないまちづくりをめざし、地域との交流が少ない人、ひきこもりの状況にある人などが参加しやすい場やイベントづくり、参加の呼びかけやコーディネートの取り組みを地域組織や専門機関などが協働してすすめるよう、しくみづくりや取り組みを推進します。

② 必要なときにたすけあえるしくみづくり

- ・少子高齢化や世帯の小規模化などで増加している日常生活での“困りごと”を、プライバシーに配慮しつつ身近な地域で支えあう取り組みをすすめるよう、呼びかけやしくみづくりを推進します。
- ・だれにとっても“自分ごと”である災害時・緊急時に支えあえるつながりづくりに向けて、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した情報共有を推進するとともに、災害時・緊急時の支援も意識した日常的なつながりづくりや支えあいの取り組みを推進します。

③ 地域組織の活動への支援

- ・町内会などの地域組織の活動が継続・発展するよう、活動に関する情報の共有や交流、相談や助言、リーダーやコーディネーターなどの担い手づくり、活動に必要な場所、資機材、財源の確保などの支援を地域の多彩な資源を活かして推進するよう、「公」（町・専門機関など）と「民」（地域・団体・事業者など）の多様な主体が連携して推進します。
- ・福祉のニーズや地域の状況が変化していることをふまえた地域の活動や組織の充実に向けて、あり方の検討などに取り組みます。

【取り組みの柱 (2)】 地域福祉への理解と活動への参加を促進する

① 共生のまちづくりの情報の発信

- ・新たな住民が増えている地域の状況に応じた、交流とつながりによる「共生のまちづくり」を多彩な人々が協働してすすめていくよう、取り組みへの理解や参加を促進するための情報をICT（情報通信技術）なども含めた多様な手法を活用し、各々の媒体の特性を活かして効果的に発信します。
- ・一人ひとりの暮らしを地域の力をあわせて支える「地域福祉」の意義や、多彩な人とつながり、協働して取り組む楽しさを伝えるよう、実践している人の“思い”をなども活かして情報を発信します。

② 福祉を知る・学ぶ機会の充実

- ・一人ひとりの生活に関わるテーマとしての福祉（「ふ」だんの・「く」らしの・「し」あわせ）を“自分ごと”として理解する人を増やすよう、各々が希望する学習が、地域、学校、職域、家庭など、さまざまところでできる機会をつくるとともに、効果的に学べる手法の普及を推進します。

③ 地域や福祉の活動への参加の促進 [★ 重点取り組み]

- ・各々が“できること・したいこと”で無理なく、楽しく、地域福祉をすすめる多様な活動に参加できるよう、生きがいつくりや健康づくりにもつながる参加しやすい活動（活動する人のニーズにあった内容や、有償活動なども含めた参加のしかたなど）を増やします。
- ・活動への参加の呼びかけや、体験なども通じてつなぐ取り組みを、地域福祉活動の情報発信やイベント、多様な場での学習や講座などとも連動させて効果的にすすめます。また、活動したい人と支援を受けたい人などを的確につなぐコーディネートをしくみを充実します。
- ・若い世代の人の参加を特に意識して促進するよう、世代のニーズに応じた活動づくりや、学校、職域などとも連携した参加を促進する取り組みを推進します。
- ・支援を受ける立場の人も各々ができることで参加する“おたがいさま”の活動を広げていくよう、当事者団体の活動や地域の多様な活動などへの参加を、支援機関、事業者などとも協働して推進します。
- ・企業や事業所のCSR（企業の社会的責任）活動として、生活に密着した地域福祉の分野での取り組みも推進するよう、上富田町まちづくり応援企業制度も活用し、呼びかけや情報提供などの支援を推進します。

【取り組みの柱 (3)】 地域福祉をすすめる活動を広げる・支援する

① 多様なニーズに応じた活動の推進

- ・生活の“困りごと”などへの支援を求める人のニーズと、支援する活動を行う人のニーズ（できる活動・したい活動）を把握し、効果的で持続可能な支えあい活動を推進します。
- ・多様なニーズに対応するために、多様な“思い”やスキルをもつ人の参加をすすめるとともに、専門機関や事業所などの専門性を活かして協働して取り組む活動を推進し

ます。

② 活動への支援の充実

- ・活動を始めたり、継続・発展させていくための情報提供や相談・助言等を充実するよう、コミュニティワーク（地域活動の支援）のしくみや体制を充実します。
- ・多様な活動に利用しやすい拠点を充実するよう、町内会館、公民館、隣保館や学校等をはじめとする公共的な施設の利用を促進するとともに、企業や事業所等のスペースの活用について協力を呼びかけます。また、活動に必要な資機材や財源なども確保できるよう、「公」と「民」の地域の多様な資源を活かした支援を推進します。

③ 活動のリーダーづくり

- ・地域の活動を創出・継続・発展させていくために不可欠なリーダーやコーディネーターとしての役割を担う人、民生委員・児童委員などの公共的な役割を担う人などを増やしていくために、活動者の意識やスキルを高める研修などを通じて、発掘や育成を推進します。
- ・役割や責任が集中しがちなリーダーの負担を軽減するよう、情報提供や相談・助言、実務的な面でのサポートなどの支援を充実するとともに、メンバーで役割を分担する手法の普及などに取り組みます。

【取り組みの柱 (4)】 共生のまちづくりの体制とつながりを広げる

① 協働のプラットフォームづくり

- ・地域福祉に関わる多様な人々や組織が協働するための「プラットフォーム」（出あいと話しあいの場）を、地域福祉推進機関である社会福祉協議会のネットワークや専門的な支援機能をいっそう拡充しながら構築していきます。

② 地域福祉をすすめる体制の充実

- ・「共生のまちづくり」としての地域福祉を、関連する分野をつないで「公」の立場で推進するよう、庁内の推進体制を構築します。
- ・「公」と「民」の協働による地域福祉を推進するうえで専門的、中核的な役割を担う社会福祉協議会の機能や体制を充実するよう、連携して取り組みます。

(※) 隣保館（大谷総合センター）

地域住民の生活や福祉を高める拠点施設として、生活、職業、福祉、教育などの相談や文化・教養事業を実施するとともに、団体やサークルの活動の場として利用されています。

《取り組みの目標 2》 多様な“困りごと”への支援

暮らしのスタイルが広がるなかで、生活の“困りごと”が多様化、複合化していることに対応するため、「重層的な支援体制づくり」の考え方が広がっています。分野や制度の壁を超え、地域の「公」と「民」の多様な力をあわせて、“困りごと”に早期に気づき、的確に解消していけるように、包括的に相談を受け止め、柔軟に支援できるサービスや活動を提供する体制を構築していくことが求められています。

すべての人の権利が尊重され、だれもが“自分らしく”暮らせるように、各分野での支援に関わる人や組織が課題を共有し、連携、協働して取り組んでいきます。

【取り組みの柱 (5)】 身近で包括的な相談体制を充実する

① 総合的、重層的な相談体制の充実 [★ 重点取り組み]

- ・ 町役場、福祉センター、保健センターのエリアで各窓口や機関が連携し、福祉や保健の相談にワンストップで総合的に対応する機能をいっそう強化するよう、各課・機関の情報や様式の共有、連携して支援するためのスキルの向上などに取り組むとともに、町民への周知を推進します。
- ・ 地域福祉にかかる相談の増加や、多様化、複雑化に対応するため、町の各相談窓口と関係する町内外の専門機関、事業者、団体などのネットワークを強化し、地域の多様な資源を活かした重層的な相談支援を推進します。
- ・ さまざまな相談に的確に対応し、問題解決につないでいくために、相談員のスキルを高めるための研修などを推進するとともに、ICTも活用したサービスや活動等の情報共有など、相談や支援を効果的にすすめるツールの整備にも取り組みます。

② 相談しやすいしくみの充実

- ・ どんな相談も一旦受け止める、町役場を中心とした「ワンストップの相談窓口」の利用を促進します。また、地域で相談活動を行う民生委員・児童委員、隣保館、さまざまな相談に対応する福祉・保育などの事業所や医療機関・薬局などをいっそう周知するとともに、相談にかかる情報の共有や対応における連携・支援などの取り組みを強化し、身近なところ相談ができ、そこから必要な機関につながるしくみを充実します。
- ・ 窓口や電話での相談に加え、メールやSNSなどの多様な方法で相談ができるしくみづくりを検討するとともに、地域に出向くアウトリーチ（手を差し伸べること）による相談なども推進し、必要なときに、気軽に相談できる環境づくりをすすめます。
- ・ 生活の“困りごと”についての相談へのハードルを下げるため、寄り添って相談を受け止めるスキルを高めるとともに、多様な資源を活用・連携して問題を解決したり、伴走型の支援を行う力を高める研修などを充実します。

【取り組みの柱 (6)】 “困りごと”への気づきとつなぎを支援する

① 必要な情報が得られる取り組みの充実

- ・ 地域福祉のサービスや活動などに関する情報が、必要なときに的確に得られるようにするとともに、福祉を“自分ごと”として考え、“困りごと”を予防したり、早期に気づくための理解を広めるように、ICTの活用なども含め、多様なニーズに応じた

多様な方法で発信します。

- ・発信した情報が必要な人に的確に届くように、身近な人が直接伝えたり、メールやSNSなどで個別的に発信するなど、その人のニーズに応じた方法で伝える取り組みを推進します。
- ・ICTを活用した情報発信が増えるなかで、機器の操作や理解が苦手な人などが情報弱者とならないよう配慮した多様な方法での情報発信を行うとともに、機器の操作を学ぶ機会の提供、多くの情報のなかから適切な情報を選び、活用するための支援などを推進します。

② “困りごと” への気づきとつなぎの促進

- ・生活の“困りごと”に、自分やまわりに人が早期に気づき、大きな問題にならないように対応したり、必要な支援に的確につながるように、情報提供の取り組みをすすめるとともに、地域見守り協力員をはじめ、プライバシーに配慮しながら見守りや声かけを行うなど、気に掛けあう活動を推進します。

【取り組みの柱 (7)】 暮らしを支えるサービスや活動を充実する

① 健康で生きがいのある暮らしづくりの促進

- ・地域のなかでよりよく暮らし、“困りごと”を予防することをめざして、町民一人ひとりが主体的に生きがいづくりや健康づくりに取り組むよう、生涯学習・生涯スポーツや健康づくりなどに取り組む意識を高めるとともに、参加しやすい環境づくりや参加への支援を推進します。

② 福祉サービスの確保と利用の促進

- ・だれもが地域とつながりをもって心豊かに暮らせる地域福祉を推進するため、ニーズに対応した福祉サービス等を提供するよう、事業者や従事者、施設等の確保を、分野別の計画に基づいて推進します。
- ・必要な福祉サービス等が適切に利用されるように、情報をわかりやすく発信・伝達する取り組みを充実します。また、より利用しやすいサービスにするためのサービス内容や手続きの改善、利用にかかる負担の軽減などを、利用者や支援者などの意見をふまえながら推進します。

③ 多様なニーズへの対応 [★ 重点取り組み]

- ・地域で生活するうえでの“困りごと”や支援のニーズが多様化、複雑化していることに対応するよう、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりなどの分野や、高齢、障害、子育てなどの対象等の制度の谷間を超えて、「公」、「民」の多様な制度やサービス、活動などが連携して重層的に支援するためのしくみづくりと取り組みを、包括的な相談体制や地域福祉のネットワークを活用して推進します。
- ・新たなニーズに効果的に対応するため、多様な個別ケースへの連携した支援の経験や蓄積を活かして、新たなサービスや活動を開発・創出する取り組みを推進します。

④ 「生きることの包括的な支援」の推進

- ・地域福祉の視点での多様な“困りごと”への支援を通じて「生きることの包括的な支援」を行うことにより、自殺を防止する取り組みをすすめるよう、この計画に包含す

る「自殺対策計画」に基づく取り組みを推進します。

- ・社会経済の環境の変化によってもたらされる生活困窮の課題に的確に対応するため、県や専門機関等とも連携し、各種制度を効果的に活用した支援を推進します。

⑤ 担い手の確保とスキルアップ

- ・地域福祉への理解や学習を通じて、地域福祉活動に参加する人を増やしていきます。また、福祉サービスに従事する人の確保にもつないでいくよう、就業環境の充実なども図りながら、暮らしを支える仕事の魅力ややりがいを伝えたり、体験・実習の受け入れなどの取り組みを、事業者等とも連携して推進します。
- ・利用者の“自分らしい”暮らしを支えるために、福祉サービスや活動の質をいっそう高めていくよう、サービス評価のしくみなども活用しながら、事業者、従事者、活動者などの意識やスキルを高めるための研修や、困ったときに相談や助言ができる体制の充実を推進します。

【取り組みの柱 (8)】 権利擁護の支援・虐待やDVの防止を推進する

① 権利擁護への理解と実践の推進

- ・「地域共生社会」の基盤として、年齢、性別、国籍、障害の有無、社会的出身、経済状況などにかかわらず、すべての人の人権や安心して生活するための権利の尊重・擁護、バリア（障壁）のないまちづくりなどの必要性がすべての人に理解されるよう、さまざまな学習や実践などの機会も活かして、情報発信と啓発を推進します。
- ・虐待やDV（ドメスティックバイオレンス＝夫婦間の暴力）なども含め、権利を損なう事象の発生を予防するとともに、早期に発見し解決できるよう、相談・通報がしやすい体制やしくみを充実、周知するとともに、解決ための取り組みやしくみを強化します。

② 後見的な支援の充実

- ・成年後見制度を利用した権利擁護の支援を推進するため、制度や相談窓口の周知や利用支援の取り組みを推進するとともに、連携して取り組むためのネットワークや中核的な役割を担う機関などの支援体制を強化するよう、この計画に包含する「成年後見利用促進基本計画」に基づく取り組みを推進します。
- ・福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援などを行う日常生活自立支援事業が、必要に応じて利用されるよう推進します。

(※) 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度です。

《取り組みの目標 3》 安心して暮らせる環境づくり

地震や気候変動などによる災害が増加しています。また、社会の変化によって犯罪や事故にあう危険も増えているなかで、安心して暮らせる環境づくりは、すべての人が関心をもつ課題となっています。弱い立場に置かれがちな人の安全を確保することは、すべての人の安心につながることであり、災害、犯罪、事故などの危険から守るために必要な環境整備や、いざというときに地域で支えあえるように日常的につながり支えあえる地域づくり、また、だれもが安心して外出や移動ができるバリア（障壁）のないまちづくりを、地域福祉の視点で、各々の分野の取り組みと連動させて推進していきます。

【取り組みの柱 (9)】 安心・安全に暮らせるまちをつくる

① 災害への備えや支援の充実【★ 重点取り組み】

- ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用などにより、災害時に支援が必要な人の把握とプライバシーに配慮した情報共有を推進し、災害時、緊急時の支援体制づくりと、いざというときに的確に支援できる平時からのつながりづくりや訓練などの備えを推進します。
- ・避難に支援が必要な人を含め、すべての人が安全に避難できるよう、広報やイベント、学習などを通じて、防災に関する理解や、個人、家庭、地域、組織などでの備えを促進します。また、さまざまな状況に配慮した避難所が確保できるよう、資機材の確保や運営方法の検討などに取り組みます。

② 防犯や交通安全の推進

- ・弱い立場に置かれがちな人も含め、すべての人が犯罪や消費者被害、交通事故などにあわないように、防犯や交通安全への理解を深めながら、安全な地域の環境づくりや、犯罪や事故を防止する地域づくりなどに取り組みます。

【取り組みの柱 (10)】 バリアのない・移動しやすいまちをつくる

① バリアのないまちづくり

- ・だれもが安心して安全に外出や社会参加ができるよう、道路、公園、建築物、住宅などのバリア（障壁）をなくしていくために、必要に応じた整備を推進します。また、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりをすすめるため、理解を広げるための情報発信や取り組みを推進します。

② 移動への支援の充実

- ・安心して快適に移動でき、希望する日常生活や社会参加ができるよう、公共交通を基盤とし、多様なサービスや活動などを活用した移動支援のしくみづくりと、ニーズに応じた支援を推進します。

(※) ユニバーサルデザイン

障害のある人が障害のない人と平等に暮らせる社会をつくるために、その障壁（バリア）を除去するバリアフリーの考え方を超えてだれもが使いやすいものをつくり、人々の意識を変えていこうという考え方です。

第5章 「生きることの包括的な支援」の推進【自殺対策計画】

自殺の防止を「生きることの包括的な支援」と位置づけ、“困りごと”を早期に発見し、適切な支援につなぐ地域福祉と連動させて取り組むことで、多様な人や組織の参加と協働により、効果的に推進していきます。

《主な取り組み》

① 自殺対策の啓発の推進

- ・自殺の防止や、背景となる問題についての理解を広めるための啓発を、広報や街頭啓発、さまざまなイベントなどの多様な機会、媒体を活用するとともに、各々の効果を検討しながら推進します。

② 自殺対策に取り組む体制の強化

- ・生活のさまざまな場面で自殺につながる可能性のある要因を把握し、適切な支援につなぐよう、庁内や関係機関等の連携体制を構築します。
- ・自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を行うゲートキーパー（「命の門番」とも位置づけられる人）の養成や、関係者のメンタルヘルスリテラシー（こころの健康への理解、知識や支援のスキル）を高めるための学習などを推進します。

③ 自殺防止の取り組みの充実

- ・自殺の一因となるストレスや孤立を防ぐよう、「健康かみとんだ21計画」（健康増進計画）に基づき、こころの健康づくりの取り組みを推進します。
- ・地域福祉の取り組みも活かし、自分やまわりの人の“困りごと”に気づき、必要な相談や支援につなぐ取り組みを通じて、自殺につながる問題を予防、解決する取り組みを推進します。
- ・児童生徒の自殺を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談や支援を行うとともに、いじめ防止やSOSを出す教育などに取り組みます。

《自殺対策の評価指標と目標値》

評価指標	目標値
自殺者を出さないまちづくり	自殺者0人
広報等による啓発の実施	年2回以上実施
ゲートキーパー養成研修の実施	年1回以上実施
庁内の自殺防止対策ネットワーク会議の開催	年1回以上実施
広域的な自殺防止対策ネットワークの構築	周辺市町等と連携して推進

第6章 後見的な支援の充実【成年後見制度利用促進基本計画】

障害などで判断能力に不安がある人などの権利や財産を守るため、成年後見制度は、認知症や一人暮らしの高齢者、地域で生活する障害者などが増加するなかで、いっそう重要な支援のしくみとなります。

成年後見制度を必要な人が的確に利用できるよう、利用を促進するための支援や、幅広い分野の機関等が連携してニーズに的確に対応できる体制づくりを、地域福祉のさまざまな取り組みとも連動させながら、総合的・計画的に推進していきます。

《主な取り組み》

① 制度の周知・啓発の推進

- ・成年後見制度の正しい理解や相談窓口の周知のため、広報やパンフレット、出前講座、説明会などを活用し、町民や支援者等への情報発信や啓発を推進します。

② 相談窓口の連携による支援の推進

- ・成年後見制度に関する一次相談窓口（高齢者は地域包括支援センター、障害者は福祉課と西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ）と、申立支援などの専門的な相談を行う二次相談窓口（地域包括支援センター内の成年後見サポートセンター）が連携し、関係機関とも協働して、よりの確な制度利用につながるよう支援を推進します。

③ 地域連携ネットワークの強化

- ・法律・医療・福祉の専門職団体、相談支援機関、地域の関係機関、社会福祉協議会、町で構成する上富田町権利擁護支援推進協議会が、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるための地域の関係機関のネットワークとなり、権利擁護支援チームへの支援体制を構築するよう、情報共有や意見交換などを通じて連携を強化します。

④ 中核機関の機能の強化

- ・成年後見サポートセンターが、地域連携ネットワークの整備や権利擁護支援のコーディネートを担う中核機関として必要な機能を担うよう、運営を推進します。

《中核機関が担う機能》

1. 広報機能	・ 広報やホームページにより、制度や相談窓口を周知する ・ 講演会・研修会や出前講座を開催する ・ パンフレットを作成・配布する
2. 相談機能	・ 一次相談窓口からの情報提供により、個別の相談対応を行う ・ 成年後見制度の利用にかかるアセスメントとニーズの精査を行い、必要に応じて専門職や各関係者とも連携して制度利用につなぐ ・ 家庭裁判所への申立支援を実施する
3. 成年後見利用促進機能	・ 受任者調整（マッチング）等の支援を行う ・ 日常生活自立支援事業などの関係する制度からのスムーズな移行について、社会福祉協議会とも連携して検討を行う
4. 後見人支援機能	・ 親族後見人や専門職後見人、権利擁護支援チーム関係者への相談支援を行う

⑤ 利用促進のための支援の充実

- ・ 申立にかかる費用や後見人等への報酬の負担が困難な人の制度の利用を促進するため、費用の助成を行う成年後見制度利用支援事業を実施します。

資 料 編

1. 上富田町地域福祉計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みを、地域における支え合いや助け合いによって作り上げていく上富田町地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するために上富田町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、地域福祉に関する地域課題等を掘り起こしながら、福祉計画の策定を行う。

(組織等)

第3条 委員会は、町長が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、町民代表、各種団体代表、学識経験者、行政代表で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名と副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 委員会は第2条の業務が完了した時をもって解散する。

附 則

この要綱は平成19年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日より施行する。

2. 上富田町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(順不同)

氏 名	所 属 等	備 考
谷 端 清	上富田町町内会連合会 会長	町民代表【副委員長】
出 水 精一	上富田町民生児童委員会 会長	町民代表
木 村 忠美	上富田町老人クラブ連合会 会長	町民代表
石 神 慎太郎	基幹相談支援センターにしむろ 主任相談支援専門員	各種団体【委員長】
樫 木 正行	上富田町身体障害者会 会長	各種団体
野 田 円香	上富田町子ども・子育て会議 会長	各種団体
平 見 信次	上富田町社会福祉協議会 会長	各種団体
山 崎 一光	上富田町生涯学習推進委員会 委員長	各種団体
木 村 陽子	福祉課 課長	行政代表
宮 本 真里	長寿課 課長	行政代表
芝 健 治	振興課 課長	行政代表
瀬 田 和哉	教育委員会 事務局長	行政代表

事務局

氏 名	所 属 等	備 考
出 羽 正典	福祉課 副課長	
山 崎 明	福祉課 主任	

3. 人口や支援の二一ズの推移

人口（9月末日）

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	計
令和2年	2,168人	9,233人	4,199人	15,600人
令和3年	2,158人	9,239人	4,272人	15,699人
令和4年	2,176人	9,219人	4,299人	15,694人
令和5年	2,146人	9,231人	4,349人	15,726人
令和6年	2,120人	9,237人	4,348人	15,705人
令和7年	2,064人	9,223人	4,361人	15,648人

介護保険要介護（要支援）認定者数（9月末日）

	要介護	要支援	計
令和2年	611人	298人	909人
令和3年	621人	303人	924人
令和4年	632人	292人	924人
令和5年	620人	308人	928人
令和6年	595人	332人	927人
令和7年	600人	335人	935人

障害者手帳所持者数（身体・療育は4月1日、精神は3月31日）

	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
令和2年	729人	189人	146人
令和3年	752人	199人	177人
令和4年	689人	201人	184人
令和5年	680人	213人	193人
令和6年	664人	214人	200人
令和7年	657人	223人	208人

保育所・認定こども園・幼稚園園児数（4月1日）

	保育所	認定こども園	幼稚園
令和2年	348人	—	159人
令和3年	340人	—	147人
令和4年	339人	—	140人
令和5年	358人	—	108人
令和6年	364人	200人	104人
令和7年	377人	193人	101人

4. 地域福祉に関するアンケート調査の結果

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

- ・第3期上富田町地域福祉計画（自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画を含む）の策定にあたり、町民のニーズとご意見を把握し、計画に反映するために実施しました。

② 調査の対象

- ・令和7年7月1日現在で住民基本台帳（外国人登録を含む）に記載されている18歳以上の町民のなかから、年齢別の割合を考慮して無作為に抽出した1,000人の方を対象としました。

③ 調査の方法

- ・支所便で配付し、郵便で回収を行う、自記式質問紙法で実施しました。
- ・調査票は令和7年8月25日に発送し、9月30日を回答（投函）の締め切りとしましたが、10月31日までに到着したものは有効としました。

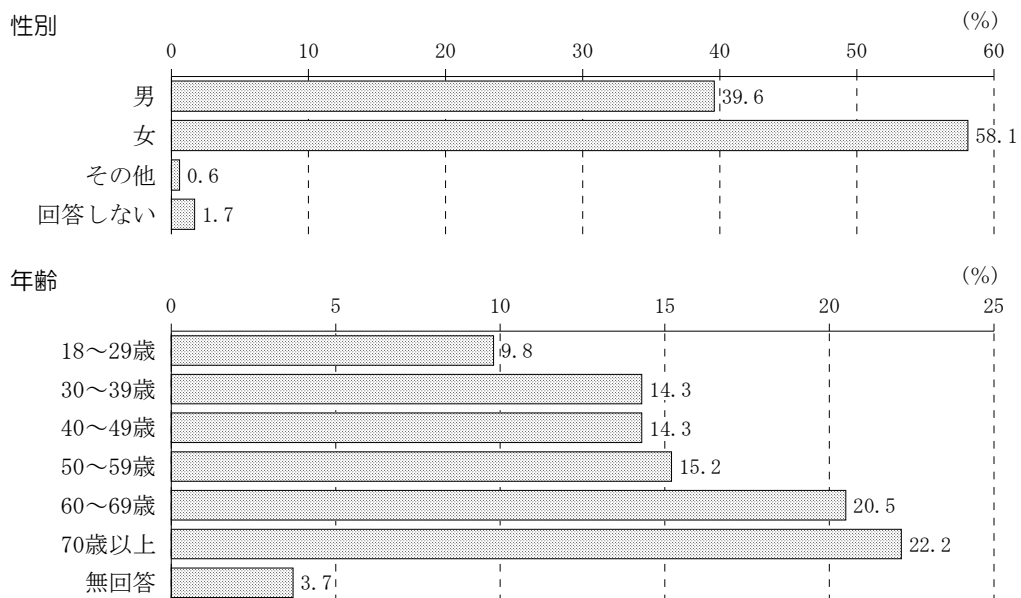
④ 調査票の回収状況

- ・発送した1,000通のうち未着の4通を除く996通の有効発送数に対して、回収数は356通で、有効回収率は35.7%でした。

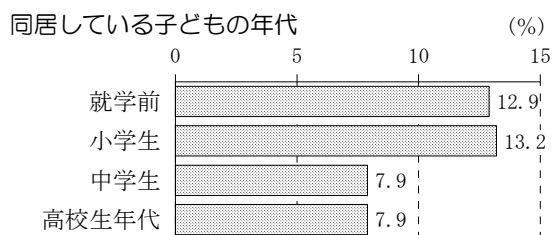
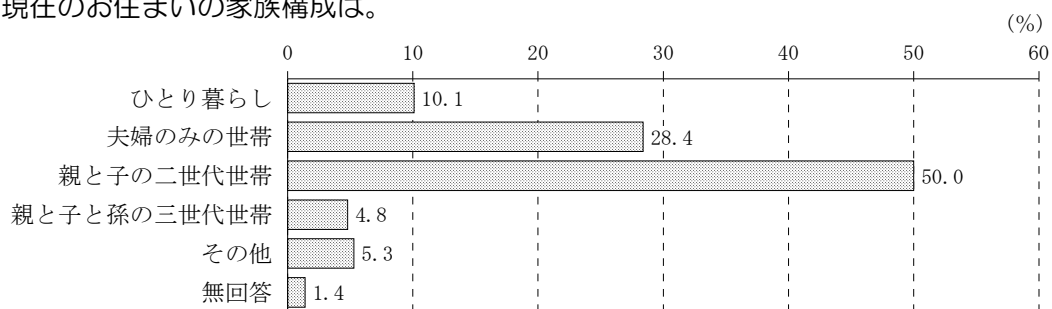
(2) 調査結果の概要

① 回答者の属性と世帯の状況について

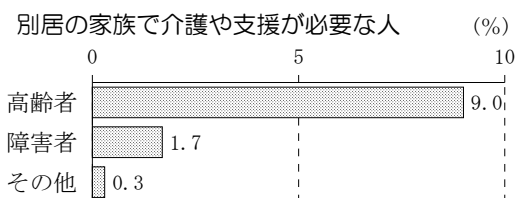
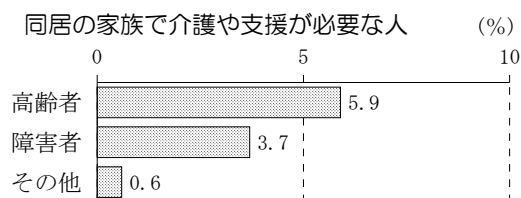
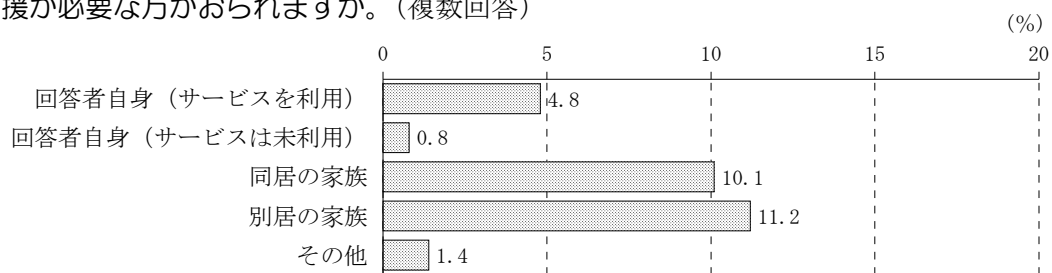
問1 あなたの性別・年齢は。



問2 現在のお住まいの家族構成は。

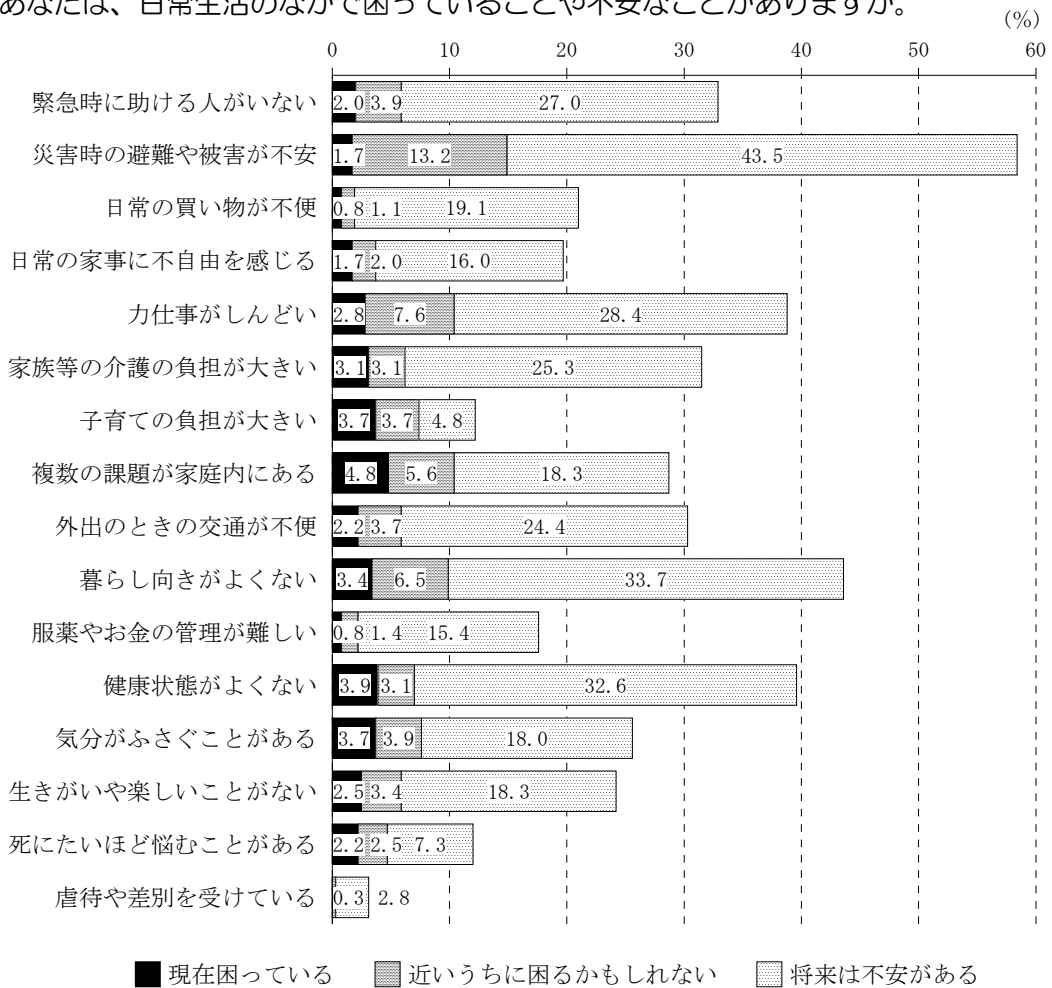


問3 あなたは加齢や障害などで日常生活に介護や支援が必要ですか。また、ご家族に介護や支援が必要な方がおられますか。(複数回答)



② 日常生活での困りごとなどについて

問4 あなたは、日常生活のなかで困っていることや不安なことがありますか。



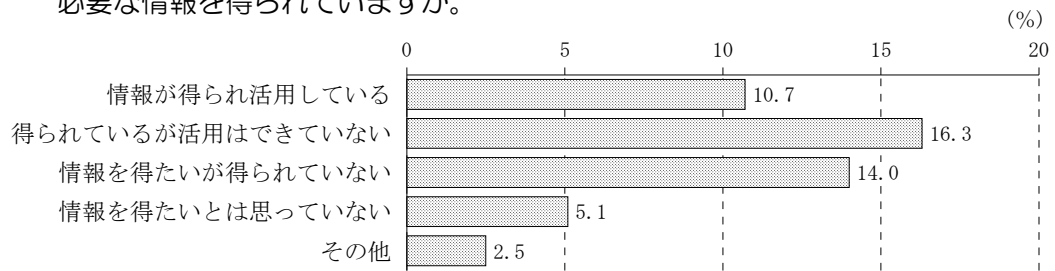
【記述回答での主な関連意見の要旨】

- ・ 住宅増もふまえ、保育所や安心して遊べる場、親が交流できる場を増やしてほしい。
- ・ 将来の介護が不安なので相談や学習がしたい。介護している人への支援もほしい。
- ・ 障害者の親の高齢化や親なき後の支援が心配である。
- ・ 必要な人への経済的な支援とともに、フードバンクや物々交換などをやってほしい。
- ・ 通院や買い物の移動が不便。送迎の活動等も含め安心して外出できるようにしたい。
- ・ 災害時の要支援者の受け入れのため、情報共有やマニュアル等の準備が必要である。

【次期計画に向けた検討課題】

- ・ 多様な困りごとへの、多様な主体・方法での対応方法の検討、推進
- ・ 深刻な困りごとを抱える人を把握し、的確な支援ができる体制の強化

問4ー① 「現在困っている」「近いうちに困るかもしれない」ことに関する相談や支援について、必要な情報を得られていますか。



【記述回答での主な関連意見の要旨】

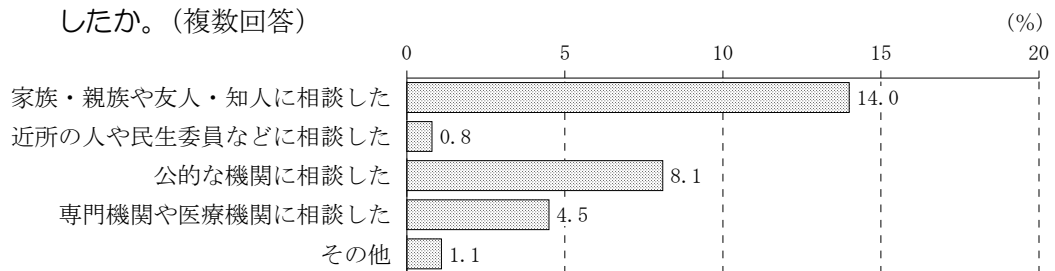
・インターネットやSNSでの情報発信や当事者の情報交換の場を増やしてほしい。

【次期計画に向けた検討課題】

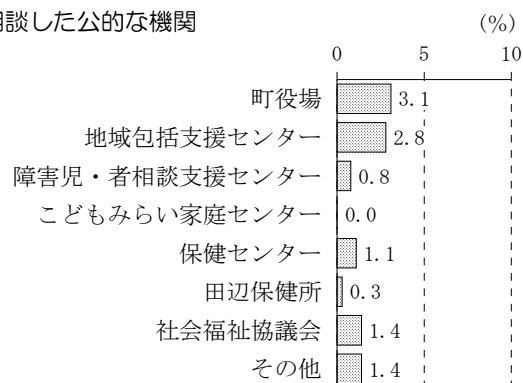
・多様なニーズをふまえた情報発信と、情報を的確に活用するための支援の充実

(※) 問4の枝問(①～③)は、現在または近いうちに困りごとがある人に尋ねた設問ですが、それ以外でも回答されている方がおられるため、回答者全員を対象として集計しました。

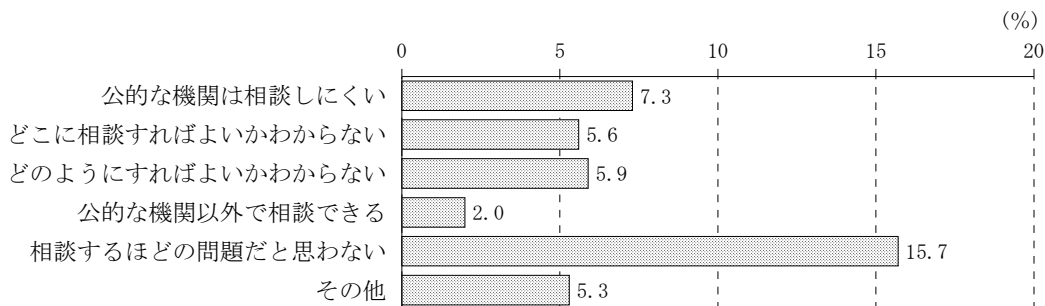
問4ー② 「現在困っている」「近いうちに困るかもしれない」ことについて、どこかに相談しましたか。(複数回答)



相談した公的な機関



問4ー③ 公的な機関に相談していない理由は、どのようなことですか。(複数回答)



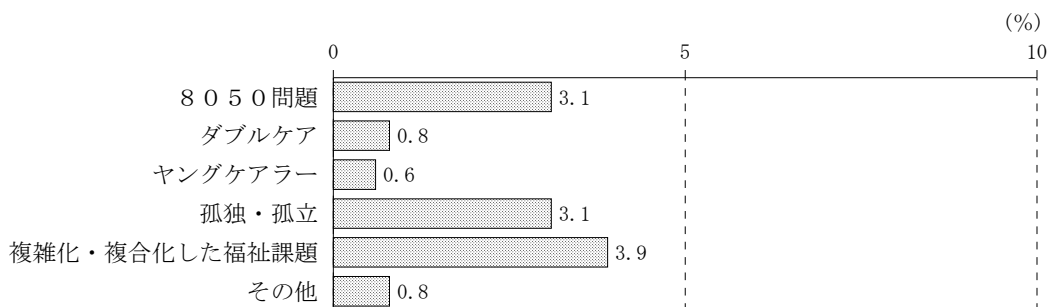
【記述回答での主な関連意見の要旨】

- ・相談に行く時間がない。平日には行けない。
- ・相談先をLINEやチャットで教えてほしい。
- ・公的機関に相談しても解決しないと思う（解決しなかった、対応が冷たかった）。
- ・健康や経済的な問題などは相談できるところがない。

【次期計画に向けた検討課題】

- ・より利用しやすい相談体制づくり
- ・課題解決のための方策（支援）の充実や、継続的な「寄り添う支援」の推進

問5 次のような福祉の課題で、あなたの世帯に該当するものがありますか。(複数回答)

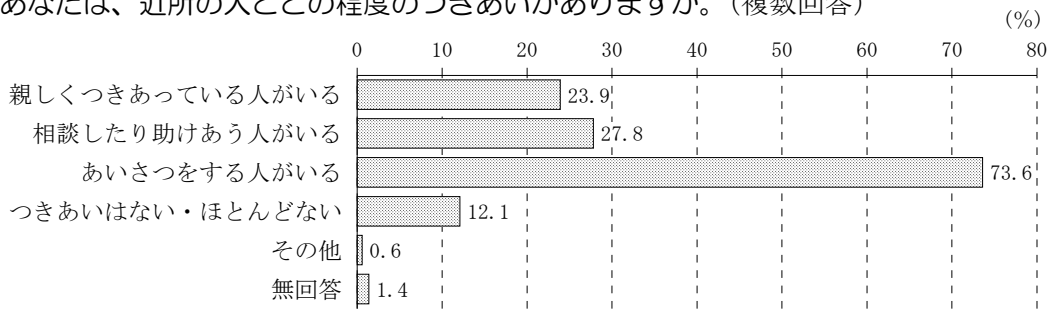


【次期計画に向けた検討課題】

- ・複雑化、複合化した多様な福祉・生活課題への支援の推進

③ 地域のつながりや住民同士の支えあいの活動などについて

問6 あなたは、近所の人とどの程度のつきあいがありますか。(複数回答)



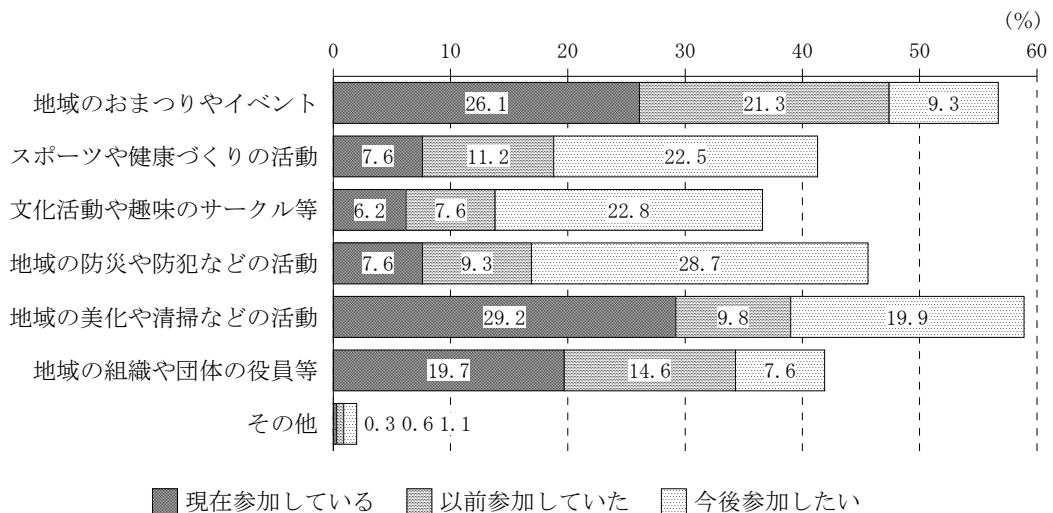
【記述回答での主な関連意見の要旨】

- ・転入者が増えて地域住民のつながりが少ない。地域の情報を提供してほしい。
- ・生活や働き方が変わってきているなかで、昔と同じような地域の交流は難しい。

【次期計画に向けた検討課題】

- ・地域や住民の状況の変化をふまえた地域のつながりづくり

問7 あなたは、地域などで行われている次のような活動のうち、現在参加しているものや、以前参加していたもの、今後参加したいと思うものがありますか。(複数回答)



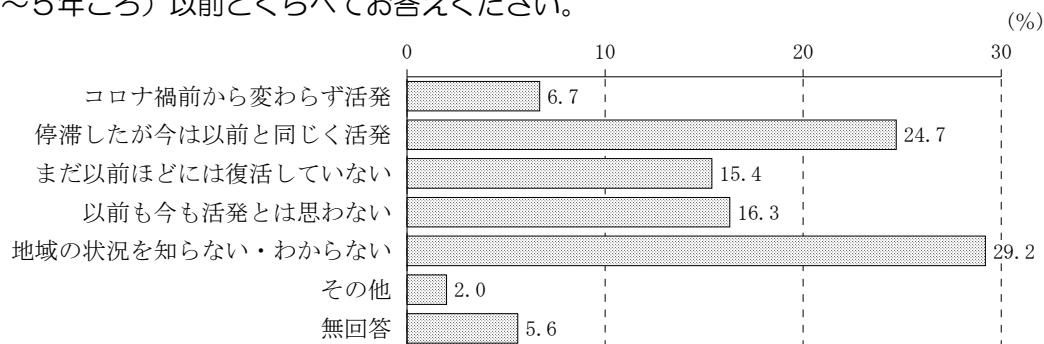
【記述回答での主な関連意見の要旨】

- ・子どものために地域の活動に参加したい。
- ・体操やヨガ、軽スポーツなどができる場があれば、多様な世代が参加できる。
- ・町内会や子ども会の退会者が増え、将来の運営に不安がある。

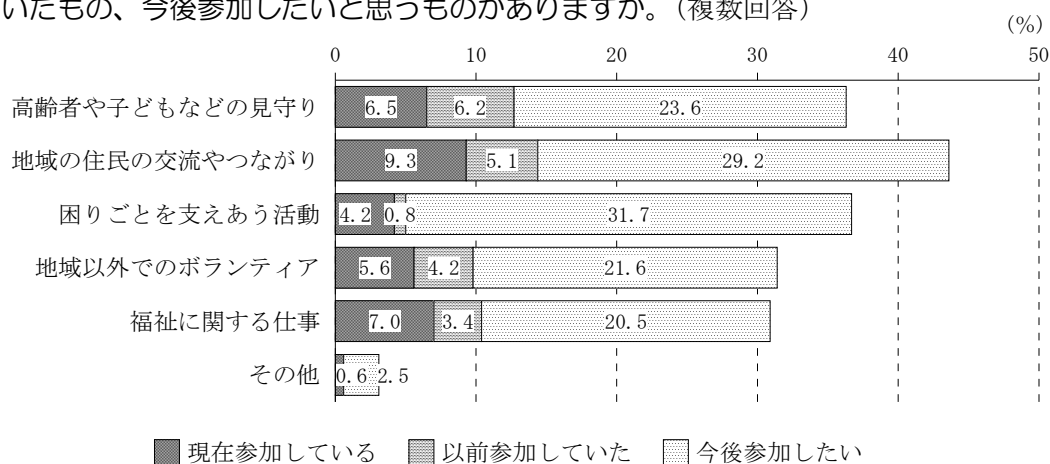
【次期計画に向けた検討課題】

- ・ニーズに応じた活動の場の充実と、参加の促進
- ・住民の関心が高い防災や防犯をテーマとした地域のつながりや活動の推進
- ・地域や住民の状況の変化をふまえた地域組織のあり方、活動の展開や支援の充実

問8 あなたは、現在お住まいの地域の活動についてどう思いますか。コロナ禍の時期（令和2～5年ごろ）以前とくらべてお答えください。



問9 あなたは、福祉に関する次のような活動のうち、現在参加しているものや、以前参加していたもの、今後参加したいと思うものがありますか。（複数回答）



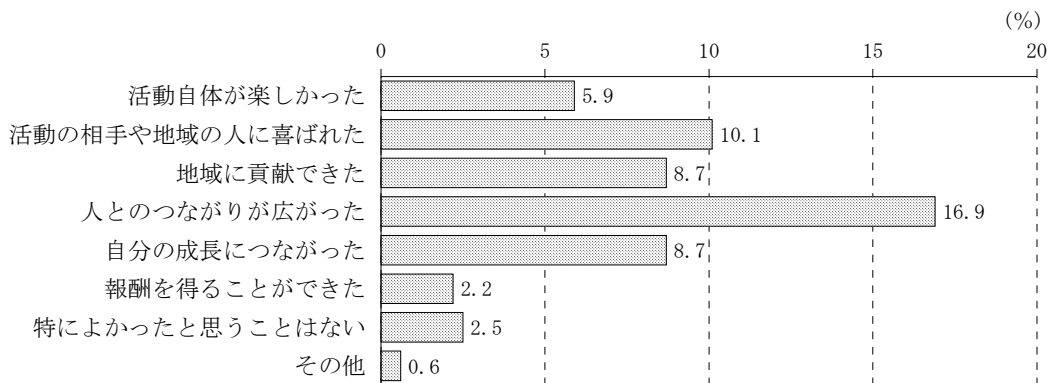
【記述回答での主な関連意見の要旨】

- ・ 高齢者の食事会や親の交流の場、子どもを対象とした活動をしたい、参加したい。
- ・ 福祉の仕事をする人の報酬や労働環境が悪いと聞くので、支援を充実してほしい。

【次期計画に向けた検討課題】

- ・ ニーズに応じた活動の場の充実と、参加の促進
- ・ 福祉の仕事に就く人を増やすための取り組み

問9-① 福祉の活動に参加してよかったと思うのは、どのようなことですか。(複数回答)



【記述回答での主な関連意見の要旨】

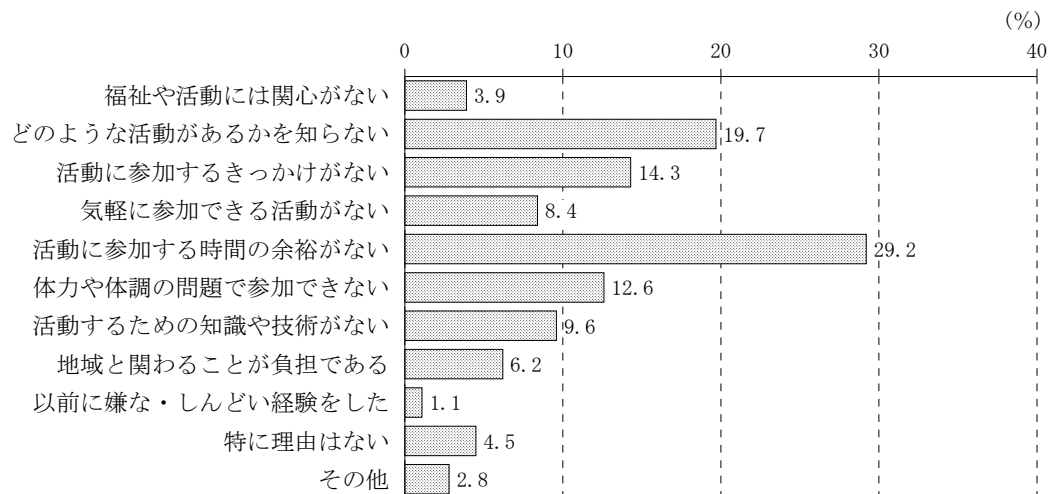
- ・ 地域のことを知ることができた。子どもと楽しく遊ぶことができた。
- ・ ボランティアの人に日々助けてもらい感謝している。
- ・ 地域で活動してくれている人がいることを知らせてほしい。

【次期計画に向けた検討課題】

- ・ 活動のよさ・楽しさを伝える取り組み

(※) 問9の枝問(①、②)は、活動への参加状況に応じて尋ねた設問ですが、該当しなくても回答されている方がおられるため、回答者全員を対象として集計しています。

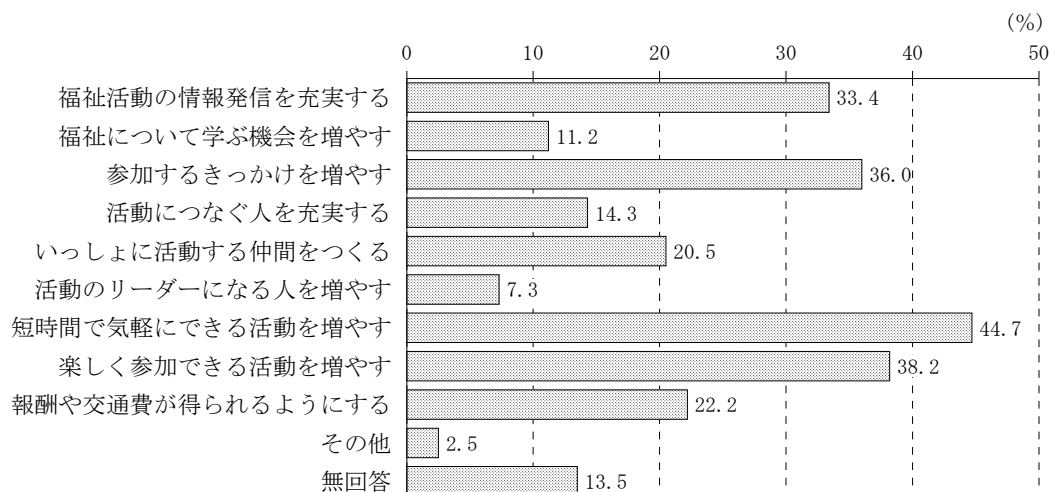
問9-② 福祉の活動に参加しない(参加できない)理由はどのようなことですか。(複数回答)



【記述回答での主な関連意見の要旨】

- ・ どのような福祉活動があるのか、自分が参加できるのかがわからない。
- ・ 子育て中や働いている間は時間がないので、余裕ができれば参加したい。
- ・ 責任のある福祉活動に安易に参加できない。
- ・ 転入者はよそ者扱いされ、認めてもらえないことがある。

問10 福祉の活動に参加しやすくするには、どのようにすればよいと思いますか。(複数回答)



【記述回答での主な関連意見の要旨】

- ・当日参加できる活動や、家族でいっしょに参加できる活動があるとよい。
- ・時間や経済的な負担を増やさないようにする。
- ・楽しく、縛られず、新参者なども公平に活動できるようにしてほしい。
- ・支援が必要な人も支援者が同行すれば活動できるが、体制が難しい。
- ・無償だけでなく、有償や時間預託などの活動もつくと立ち行かなくなる。
- ・補助金なども含め、公と民の連携を強化してほしい。

【次期計画に向けた検討課題】

- ・地域福祉活動の情報発信と伝える取り組み
- ・参加のきっかけや仲間づくり、活動へのつながりや支援の充実
- ・多様な生活状況やニーズに対応した、参加しやすく楽しい活動の拡充
- ・有償等を含む新たな活動の検討と推進
- ・地域福祉活動（推進する団体等）への支援と公・民の連携の充実

④ その他の意見

問11 日常生活や福祉・介護・子育てなどで困っていることや、地域の福祉に関するご意見などがありましたら、自由にお書きください。

【記述回答での主な意見の要旨】（問1～10に関連するものは各々に記載しました）

- ・道路が狭く危険なので歩道などを整備するとともに、マナーを高めてほしい。
- ・水圧や騒音、通学の手段など、生活環境の問題がある。
- ・住民税やゴミ処理代などが高い。
- ・介護サービスの不適切な利用や営利目的の事業者などには適切に対処すべきである。
- ・町として、どんな町、どんな福祉にしたいかが見えない。
- ・町の職員体制を充実するとともに、事務の仕事はデジタル化した方がよい。

5. 前計画に基づく活動や事業の取り組みの状況と成果、課題

(※) 次期計画に向けた課題の「○」は活動や事業の取り組みに基づく課題、「*」はアンケート調査の結果に基づく課題

1. 共生のまちづくり

【取り組みの柱 ①】 地域福祉や共生社会への理解を広げる

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
地域福祉の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会（社協）がホームページに各種事業内容等の情報を掲載するとともに、まちかどカフェ等に出向いて説明を行っている。また、広報（社協だより）を年4回発行している。 ・町は、地域福祉活動（団体）への活動費の補助などは行っているが直接的な関与がないため、情報発信はできていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉や地域共生社会等の情報の発信 ○多様な媒体（ホームページ、広報かみとんだ、SNS）を活用した、意図をもった情報発信の検討 ○ICT（情報通信技術）をいっそう活用したイベント等の情報発信 *地域福祉活動の情報発信と伝える取り組み
多様な学習機会と活動につなぐ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出張！県政おはなし講座、出前授業、ゲストティーチャーによる授業、まちかど小学校を実施した。また、手話普及啓発事業、出前手話講座を令和5年度から実施し、町内の小学校で実施が広がっている。 ・中学校教職員が障害を理解するための「あいさぽーター研修」を受講している。 ・人権学習映画会や街頭啓発を実施している。 ・町内の企業や社会福祉法人等が参加する職場人権教育連絡協議会で、障害のある人の人権をテーマとした研修会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉や人権に関する学習の受講の拡大 ○あいさぽーター研修の受講の拡大（生徒も対象）

【取り組みの柱 ②】 地域でのつながりづくりと支えあいを促進する

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
多様なつながりづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・社協がまちかどカフェを実施している。多世代交流のひとつとして地域食堂も実施し、これまで関わりのない方の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連携する組織を増やす地域づくり活動の実施 *地域や住民の状況の変化をふまえた地域のつながりづくり *地域や住民の状況の変化をふまえた地域組織あり方、活動の展開や支援の充実
身近な地域でのつながりづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業による「かみとんだ防災プロジェクト」で共助のネットワーク形成事業が令和6年度から実施され、町も広報などを行っている。 	

【取り組みの柱 ③】 主体的な生きがいづくりや健康づくりを促進する

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
就労や社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時的、短期的な就業を希望する高齢者に仕事を提供するシルバー人材センターが、令和7年度に設立された。 ・就労や社会参加を希望する障害者を、ニーズに応じて地域活動支援センターや就労継続支援につないでいる。 ・多様な層の町民が参加したサークル活動が、公民館で行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労先を増やすための事業所への協力依頼の推進

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
主体的な健康づくりの推進 ・支援	<ul style="list-style-type: none"> 各種健診や健康教室を通じ、自分の健康について考える機会づくりをしている。 さまざまな分野が連携した包括的なこころの健康づくりは実施できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○こころの健康づくりの実施に向けた関係機関との連携体制づくり

【取り組みの柱 ④】 地域福祉活動への参加を促進する

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
参加のきっかけづくりや支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動への支援は主に社協が取り組んでおり、くちくまのdeマルシェ、福祉バザー、地域食堂等の事業やイベントを通して多くの方に地域福祉活動を知ってもらう機会を設けるとともに、各種イベントで気軽に短時間で参加できる活動を企画し、ボランティア体験などを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTを活用した地域福祉活動の情報発信 ○地域福祉活動に関する住民の理解や関心の把握 ○社協の取り組みへの町の連携方法の検討 *参加のきっかけや仲間づくり、活動へのつなぎや支援の充実 *活動のよさ・楽しさを伝える取り組み
参加しやすい活動づくり	<ul style="list-style-type: none"> 社協のボランティアがさまざまな場面で活動している（配食サービス、デイサービスでの入浴後のドライヤーがけ、小学校児童の通学路での見守り活動、地域食堂の企画や調理、まちかどカフェでの活動など）。 まちかどカフェは希望等に応じて活動のマッチングを行っており、令和6年度は新たに3か所の居場所が誕生した。 小学校児童の通学路での見守り活動が令和7年に防犯功労団体表彰を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○社協と協働したボランティア活動の推進に向けた検討 ○若い世代のボランティア活動への参加の促進 *多様な生活状況やニーズに対応した、参加しやすく楽しい活動の拡充
多様な人の参加の支援 【重点取組①】 多様な主体の地域福祉活動への参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> まちかどカフェ（65歳以上が対象だが自由に参加可能、町内に31か所設置）による身近な居場所づくりを、社協の生活支援コーディネーターと実施している。 社協は世代を問わずボランティア活動を知ってもらえるよう広報等に掲載し、募集を試みている。 まちかどカフェや地域食堂では、支援する・支援される立場を超えて誰もが役割を持てる関係性ができており、多世代交流を通じて知る機会になっている。 くちくまのdeマルシェでは子どもらが大人の付き添いで喫茶ブースを担当した。 くちくまのステーションは有償での活動の一端を担っていたが、シルバー人材センターが設立されたため終了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○若い世代への福祉教育とボランティア育成の推進 ○地域住民の関係性が弱まるなかでの参加意欲の高揚と、既存の場を活かした活動の検討 ○要支援者と支援者の交流の機会や場づくり ○CSR活動の実績の周知と新たに取り組む事業所への支援 *ニーズに応じた活動の場の充実と、参加の促進 *有償等を含む新たな活動の検討と推進
事業所や企業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 上富田町まちづくり応援企業制度を令和5年度に創設し、事業所のCSR（企業の社会的責任）活動の推進と地域への啓発を実施している（福祉に関連する活動は未認定）。 	

【取り組みの柱 ⑤】 地域福祉活動をすすめるリーダーや拠点を充実する

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
推進役となる人材の養成・連携	<ul style="list-style-type: none"> 各地域のまちかどカフェや見守り隊のボランティアの交流と研修を、社協が実施している。 社協が地域に出向き、さまざまな活動の参加者のなかから中心となって企画提案ができる人材の発掘を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの高齢化をふまえた次世代へのつなぎの推進 ○社協が関わりのある地域住民からリーダー養成をすすめるための町の連携方法の検討
活動の拠点や居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・社協がまちかどカフェや地域食堂を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動拠点などを運営する事業所への支援

【取り組みの柱 ⑥】 地域福祉活動への支援を充実する

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
活動への支援を行う体制づくり 【重点取組②】 地域福祉活動支援の体制や取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社協の地域支援コーディネーターが中心となって、ボランティア活動の立ち上げ支援や継続的なフォローアップ支援を行っている。 ・町として情報の発信や活動への助言等を行っているが、地域福祉活動推進の一翼を担う社協に対する補助金を増額し、体制強化に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動に関するニーズの把握と地域アセスメントの実施 ○町と社協が協働して支援するための、社協への専門的な助言や支援ができる人材の配置 ○相談や助言、交流、マッチングなどを総合的に行うためのボランティアルームの開設 ○企業の地域福祉への意識を高めるための、県社協、町社協と連携した研修会等の検討 ○地域福祉計画と連動した地域福祉活動計画の検討 *地域福祉活動（推進する団体等）への支援と公・民の連携の充実
機材や財源などの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・まちかどカフェのスクリーンやプロジェクター、レクリエーションで用いるゲーム、車いすの貸し出しを社協が実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動支援のための財源の確保 ○企業版ふるさと納税制度の活用などによる事業所が協力しやすい環境の整備

【取り組みの柱 ⑦】 地域福祉を協働ですすめるしくみをつくる

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
協働のプラットフォームづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・社協が推進するまちかどカフェでは多様な人や組織が網羅されている。また、世代や分野を超えた交流のためのくちくまのdeマルシェを年1回開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる世代が参加する地域食堂との交流の拡充 ○社協の事業を通じたプラットフォームの構築

2. 多様な“困りごと”への支援

【取り組みの柱 ⑧】 “困りごと”への気づきや、支援へのつながりを推進する

項目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
情報を的確に伝える取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 町公式SNSの開設など、幅広い媒体を活用して情報発信を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な人により的確に情報を届けるための媒体の選定 *多様なニーズをふまえた情報発信と、情報を的確に活用するための支援の充実
“困りごと”への気づきとつながり	<ul style="list-style-type: none"> 多様な困りごとのある人に必要な福祉的な支援を行うよう、相談対応と、必要に応じ他機関へつながり直しを行っている。 保健センターと民生児童委員による学校訪問を小中学校と連携して実施し、気になる子どもや家庭の情報を収集している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町（役場）以外で相談したいニーズなどへの対応 ○身近な相談場所としての社協の周知 ○地域の見守りやさまざまなネットワークを活かしたニーズの把握とつながりの方策の検討 ○学校訪問の定期実施化 *深刻な困りごとを抱える人を把握し、的確な支援ができる体制の強化

【取り組みの柱 ⑨】 包括的な相談支援体制を充実する

項目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
相談しやすい窓口づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターを町立はるかぜ保育所、くまの森こども園に設置し、保護者からの相談に応じている。 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターで保健師、主任ケアマネ、社会福祉士が連携して訪問も含めた相談対応を行っており、広報や関係者への周知を通じて「高齢者に関することは包括に相談」という流れが広がってきている。 福祉課で障害のある人の相談に対するアセスメントを行い、必要に応じて他課へのつながり直しや連携も行いながら適切に対応している。 社協で心配ごと相談を実施している。 相談窓口の周知を広報やホームページ、SNS等を活用するとともに、地域の行事等に出向いて行っている。 メールやSNSを通じた相談の実施には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各相談窓口の周知と、住民にとってわかりやすい相談窓口づくりの検討 ○子育て支援センターの体制や開所時間・日数の充実 *より利用しやすい相談体制づくり
相談機関等のネットワーク 【重点取組③】 総合相談窓口の設置 【重点取組④】 「どこに相談しても適切な支援につながる」しくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> 横断的な総合相談窓口は設置していないが、町への相談は事案に応じてつながり直しを行っており、断らない相談にも意識して取り組んでいる。 母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に行う機関として、令和6年度より「こどもみらい家庭センター」を設置している。 地域包括支援センターは、障害や子育て分野との連携が必要なケースに情報共有や連携をしながら対応に努めている。また、権利擁護や認知症分野の関係機関との連携強化とネットワークづくりのため、協議会を年1回程度開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談対応における関係部局の連携の強化や関係機関とのネットワークの構築 ○保育所等での子育て支援の相談窓口の設置の検討 ○さらなる高齢化や複雑化、8050問題やヤングケアラーの問題などに対応するための、地域包括センターと関係機関の連携の強化や分野を超えた情報共有や連携方法の協議

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害分野の相談日を設定し、行政職員と委託相談員が来所、訪問等による相談を行っている。 ・民生委員研修で令和6年度に学びの機会を設け、委託相談支援事業所の取り組みや民生委員との連携ケース等を報告した。 ・心のサポーター養成講座を実施し、町職員や民生委員、福祉事業所職員らが参加してメンタルヘルスリテラシーの向上を図った。 ・専門職以外の支援者に意識を向け、学ぶ機会を設けることで、少しでも寄り添える相談に体制の構築を図った。 	

【取り組みの柱 ⑩】 多様なニーズに対応するサービスや活動を充実する

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
サービス等の確保と利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・法律および各種計画に基づいてサービスを実施している。 ・相談者との対話を通じてニーズをアセスメントし、必要なサービスをコーディネートしている。 ・生活支援コーディネーターを社協に配置している。 ・子ども医療費の自己負担分の無償化を、令和7年度より高校生年代（18歳に達する日の年度末）まで町独自で拡充している。 ・就学前児童が一時預かり、病児保育等を利用した場合の利用料を助成する制度を町独自で実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズに応じた提供体制や専門職の確保 ○各種福祉サービスの分野横断的な取り組みの推進 ○サービスの利用促進のための広報と周知の充実 *多様な困りごとへの、多様な主体・方法での対応方法の検討、推進
複雑な課題があるケースへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢分野の困難事例に対応する地域ケア会議を毎月1回開催し、ケアマネが事例を持ち寄り、地域課題を表面化させて共有している。また、PT、OT等の専門職が参画する要支援者対象の地域ケア個別会議を2か月に1回開催している。 ・障害分野の複合的な課題がある事例は必要に応じて個別支援会議を開催し、関係する機関がチームとして参画して対応している。各機関の支援者は顔の見える関係で、チームワークも良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等が連携した円滑な支援体制の継続 ○多機関で相談内容を共有し、支援に活かす機会の充実 ○困りごとの支えあいの推進 *複雑化、複合化した多様な福祉・生活課題への支援の推進 *課題解決のための方策（支援）の充実や、継続的な「寄り添う支援」の推進
新たなニーズなどへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の狭間となる課題等への相談の実績はないが、直接的な問題解決とならない相談も受容しながら、相談者の不安軽減に努めている。 	
よりよいサービスや活動の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者からの意見を傾聴し、事業者にフィードバックすべき事案があれば共有している。 	

【取り組みの柱 ⑪】 権利擁護への支援や、虐待・DVなどの防止を推進する

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
差別、権利侵害、虐待等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもみらい家庭センターを、児童虐待の通報窓口としても位置づけている。 ・長寿課が高齢者虐待の相談・通報に迅速・適切に対応できるよう、県のマニュアルを活用しながら早期解決に努めている。また、県主催の虐待対応研修会に担当職員、地域包括支援センター職員が参加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所等との密な連携による児童虐待の防止 ○権利擁護支援推進協議会での高齢者虐待防止のネットワークの強化 ○人権相談窓口の周知のためのPR方法や、町民の人権に対

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課が障害者虐待の通報窓口として対応を行っている。 人権相談窓口を設置している。また、上富田町人権尊重のまちづくり条例を制定し、人権推進委員会や人権擁護委員協議会による街頭啓発、人権学習映画会、小学生を対象とした人権教室を実施している。 高齢者虐待の予防・早期発見のため、住民への相談窓口の周知を広報で行うとともに、ケアマネジャーを対象とした研修会の開催や施設職員へのチラシの配布による啓発も行っている。 権利擁護支援推進協議会を設置して高齢者虐待防止のネットワークを構築するとともに、困難なケースなどでは弁護士等の専門家も含めて対応を行っている。 	<p>する意識をより高める方法の検討</p>
後見的な支援 【重点取組⑦】 成年後見制度の推進体制と利用促進の取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢分野は地域包括支援センター、障害分野は西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわと福祉課を一次相談窓口として、相談対応を行っている。 成年後見制度を必要な方が適切に活用できるよう、利用促進に向けた基本計画の策定、地域連携ネットワークの構築、中核機関の立ち上げについて関係課や関係機関と調整を行い、令和6年度に長寿課地域包括支援センター内に中核機関を設置した。 成年後見サポートセンターでは申立や後見人への支援を行い、判断能力が十分でない人が成年後見制度を適切に利用できるよう運営している。また、広報や関係機関へのチラシの配布等により制度の周知を図っている。 成年後見制度利用支援事業を実施し、制度の活用にかかる費用を助成している。 成年後見制度の利用促進、虐待防止、消費者被害の防止等も含め、権利擁護に関する関係機関との連携とネットワークの構築について協議会を設置している。 社協で日常生活自立支援事業と法人後見を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中核機関の機能の充実 ○関係機関との地域連携ネットワークの構築の推進 ○成年後見制度や相談窓口の広報の推進 ○後見的支援のニーズの増加への対応

【取り組みの柱 ⑫】 サービスや活動の担い手の確保とスキルアップをすすめる

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
担い手を広げる取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 町立保育所で保育実習や職場体験の学生などを積極的に受け入れている。 社協のボランティアの活動への参加を町も促進するとともに、生活支援体制整備の研修会に社協の生活支援コーディネーターとともに参加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉や保育の仕事の魅力の情報発信の強化 ○学校と連携した体験学習の推進 ○高齢化がすすむなかで、若い人が活動の担い手になるよう促進する方策の検討 ○社協と連携した福祉イベントや講演会等を通じた理解促進の検討 *福祉の仕事に就く人を増やすための取り組み

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
担い手のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> 町立保育所では外部講師による研修会を年5～6回開催し、町内の民間保育施設からの参加も受け付けている。また、外部研修に可能な限り参加できるように、体制や環境づくりに努めている。 地域包括センターでは相談対応のスキルアップのための各種研修会への参加を積極的に行っている。また、社協と話し合いなどの情報交換を毎月行っている。 西牟婁圏域自立支援協議会で支援者向け研修を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の意識向上と福祉に関わる人材の確保 研修会などを通じたスキルアップの推進と、研修への参加率の向上 支援者が参加したいと思う研修内容の企画立案

3. 安心して暮らせる環境づくり

【取り組みの柱 ⑬】 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりをすすめる

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
災害時の避難体制	<ul style="list-style-type: none"> 町内放送が聞こえにくい世帯（希望した世帯）に戸別受信機を貸与している。 南紀の台公民館（高台にある施設）を指定避難所に指定した。 希望する町内会に要配慮者名簿を配布している。 地域住民から民生児童委員への防災に関する相談が多いため、民生児童委員会総会においてハザードマップや避難所に関する説明を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会や自主防災組織による支援が必要な人の把握と、要配慮者を支援できる体制づくり 地域のリーダーとなる防災士の育成 *住民の関心が高い防災や防犯をテーマとした地域のつながりや活動の推進
防犯や事故防止の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で交通安全教室や交通安全運動時の街頭啓発、交通指導員による街頭指導を実施している。 飛び出しボーヤ（注意喚起看板）を周知し、町内会からの依頼に応じて設置している。また、通学路の点検を実施している。 防犯灯の修繕・新設（町内会への補助）により、暗い夜道が減少した。また、朝来駅前防犯パトロールを実施している。 悪徳商法などに対応するため相談員による相談業務を実施するとともに、法テラスや県消費生活センター紀南支所などの関係機関を紹介している。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全の啓発や活動の継続 悪徳商法などの被害を防止するための啓発の実施

【取り組みの柱 ⑭】 バリアのない、移動しやすいまちづくりをすすめる

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
バリアのないまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園や住宅等のバリアフリー化対策の実施はない。 上富田町人権尊重のまちづくり条例を制定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域等の要望に沿った対策計画の実施 条例制定の周知方法の検討
移動の支援	<ul style="list-style-type: none"> デマンド型コミュニティバスの運行により利便性の向上を図っており、交通空白地帯は解消されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のニーズの定期的な把握と運行内容の改善

重点的な取り組み 3. 「生きることの包括的な支援」の推進（自殺対策計画）

項 目	取り組みの状況と成果	次期計画に向けた課題
【重点取組⑤】 自殺防止の取 り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間、自殺予防月間に合わせた街頭啓発や広報への掲載を行うとともに、啓発時に相談場所や連絡先を記載したチラシを配布している。 ・ゲートキーパーの養成は実施していないが、心のサポーター養成講座を実施し、町職員、民生委員、福祉事業所らが参加してメンタルヘルスリテラシーの向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地道な啓発活動の継続 ○自他がこころの不調に気づくための学生に対する心のサポーター養成講座の実施 ○県の保健所の協力を得た取り組みの検討
【重点取組⑥】 さまざまな “困りごと” を解決するた めの支援の充 実	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題のあるケースには十分なアセスメントを行い、必要な支援機関がチームとして参画して対応にあたりるとともに、ケースに応じて県が主管する生活困窮者自立支援制度へのつなぎ直しを行った。 ・スクールカウンセラーと、教育と福祉の両面に關し専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを配置している。 ・上富田町教育支援センターひだまりを設置するとともに、学校以外での居場所づくりを行っている。 ・有酸素運動によるストレス解消や心身のリラック効果のある取り組みとして、エアロビクスやウォーキング教室を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの安全と健やかな成長を地域全体で支えるための検討と課題解決の取り組みの活性化 ○多様な人が参加しやすい健康教室の実施日や時間等の検討
《自殺対策の 評価指標と 目標値》	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺者を出さないまちづくり（自殺者0人） → 未達成 ・広報等による啓発の実施（年2回以上実施） → 達成（2回） ・ゲートキーパー養成研修の実施（年1回以上） → 未実施だが、心のサポーター養成講座を開催（令和6年度は2回） ・庁内の自殺防止対策ネットワーク会議の開催（地域福祉計画推進とあわせて実施）→ 未開催 ・広域的な自殺防止対策ネットワークの構築（周辺市町等と連携して推進）→ 未実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺者0人をめざした相談機関等の周知や、心のサポーター養成講座を通じたメンタルヘルスリテラシーの向上等の取り組みの継続 ○県全体の課題であることをふまえた、県の取り組みへの積極的な参加

第3期 上富田町地域福祉計画

令和8年3月

発行 上富田町
編集 上富田町福祉課

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763
TEL 0739-34-2373 FAX 0739-47-4005